食品関連事業者の方へ　　令和4年3月30日食品表示基準Q＆A改正

# しいたけの原産地が「種菌を植え付けた場所（植菌地）」に変わります！

**新しい表示に移行するための経過措置期間が設けられています。**

**＊ 生鮮食品：令和4年9月30日まで　＊ 加工食品：令和5年3月31日まで**

## 【従来の制度】従来は「採取地」を原産地として表示していました。

● **種菌を植え付けた場所と採取地が異なる場合**

例）・種菌を植え付けた場所：中国　・採取地：秋田県

**＜表示例＞**

| | |
|---|---|
| 名称 | しいたけ（菌床） |
| 原産地 | 秋田県 |
| 菌床製造地 | 中国 |

「採取地」を表示していました。

「種菌を植え付けた場所（菌床製造地）」を、採取地（原産地）とは区別して表示することが望ましいとしていました。
（令和2年3月食品表示基準Q＆A改正）

## 【新制度】原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所（植菌地）を原産地とします。

**＜表示例＞**

| | |
|---|---|
| 名称 | しいたけ（菌床） |
| 原産地 | 中国 |

**「種菌を植え付けた場所（植菌地）」**
を表示します。

⚠ **乾しいたけ等、しいたけの産地を表示している加工食品は、原料原産地表示を変更する必要があります。**
**（種菌を植え付けた場所と採取地が異なるしいたけを使用している場合に限る。）**

※ 詳しくは、「食品表示基準Q＆A（生鮮－36）、（原原－67）」をご確認ください。


◆ 秋田県生活環境部　県民生活課　電話：０１８－８６０－１５１７／ＦＡＸ：０１８－８６０－３８９１
◆ 秋田県生活センター　電話：０１８－８３６－７８０６／ＦＡＸ：０１８－８３６－７８０８
◆ 北部消費生活相談室　電話：０１８６－４５－１０４１／ＦＡＸ：０１８６－４３－２２７０
◆ 南部消費生活相談室　電話：０１８２－４５－６１０３／ＦＡＸ：０１８２－３２－８３４９